

Y's DOOR 利用規約

第1条（目的）

本規約は、ヤマハ発動機株式会社（以下「ヤマハ」という）が提供するY's Door（以下「本サービス」という）を第3条所定の本サービスの登録者（以下「登録者」という）が利用する際の、登録者とヤマハとの関係における利用条件を定めるものとします。

第2条（本規約の範囲及び変更）

ヤマハは、登録者に事前の通知を行うことなく本規約を変更することがあり、規約発表後所定の期間が経過した時点で、すべての登録者はこれを承諾したものとします。規約変更は、本サービスにおいて発表し、電子メール等の手段を通じて登録者に通知します。

第3条（登録申込み等）

本サービスの利用希望者が、ヤマハが別途定める方法で本サービスの利用申込を行い、ヤマハが申請書を受け付け、登録を完了した時点をもって、申請者とヤマハの間で本規約を内容とする本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。なお、本サービスの利用に必要なIDとパスワードは、電子メール又はそれに準ずる手段によって、登録を完了した申請者に通知します。

第4条（IDとパスワードの取扱い）

1. 登録者は、ヤマハより付与されたIDとパスワードの管理、使用について一切の責任を持つものとします。
2. 登録者は、IDとパスワードの保管にあたって、端末等へのパスワード設定等の保護措置を施すことで、IDとパスワードが不正に使用されないよう厳重に管理しなければなりません。
3. 登録者は、IDとパスワードを保存した端末等を譲渡、破棄する場合には、事前にIDとパスワードを削除しなければなりません。
4. 登録者は、IDとパスワードにつき、第三者へ漏洩する危険が生じた場合には、直ちにヤマハにその旨を連絡するものとします。また、登録者は、自らのIDとパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合又は本サービスの利用に際して本サービスに何らかの異常を発見した場合には、直ちにパスワードを変更し、ヤマハにその旨を連絡するものとします。
5. 本サービスの契約が解除された場合には登録者は、IDとパスワードを削除しなければなりません。
6. 登録者が、本条に記載された管理を怠ったことによる登録者及び第三者に対する損害等に関してヤマハは一切の責任を負いません。
7. ヤマハが登録者に付与したIDとパスワードは、申請し登録された登録利用者のみに利用を許可するものとし、これ以外の第三者に使用させたり、譲渡、貸与、名義変更したりすることなどはできません。

第5条（資格の有効）

1. 第3条に基づき、申請者へ登録完了の通知があった時に、申請者は本サービスを利用する資格（以下「利用資格」という。）を取得するものとします。
2. 利用資格は、本契約の有効期間満了、もしくは本契約の取消または解除により、失効するものとします。

第6条（変更の届出）

1. 登録者は、名称、住所（又は所在地）、登録者、電話番号、FAX番号、電子メールのアドレスなど、申請内容に変更が生じた場合には、ヤマハに遅滞なく通知するものとし、なお、当該通知がなされなかったことにより、登録者が不利益を被ったとしても、ヤマハは、登録者に対し一切責任を負わないものとし、
2. 登録者の異動、退職が生じた場合には、ヤマハに遅滞なく通知するものとし、なお、当該通知がなされなかったことにより、登録者が不利益を被ったとしても、ヤマハは、登録者に対し一切責任を負わないものとし、

第7条（設備等）

1. 登録者は、本サービスを利用するために必要なコンピュータ、通信機器、電話回線その他全ての機器設備を、自己の責任と費用負担において、準備し設置するものとし、また、利用できるコンピュータは登録者が責任を持って管理できるコンピュータに限定します。

第8条（本サービスの利用料金）

登録者は、ヤマハが別途定めない限り、本サービスを無償で利用できるものとし、

第9条（資料等の取扱い）

1. ヤマハが本サービスを通じて登録者に提供する資料、情報、図面、文書およびソフトウェア等（以下「資料等」という。）に含まれる発明、考案、意匠、著作、ノウハウ、アイデア等（以下「発明等」という。）はすべてヤマハに帰属するものとし、
2. 登録者は、本サービスで提供する資料等をヤマハロボットに対する設定・運用・保守の目的でのみ利用するものとし、本目的以外に利用してはならないものとし、
3. 登録者は、資料等の改変、翻案、変更、複製、逆アセンブル、逆コンパイル等を行ってはならないものとし、
4. 登録者は、資料等、または資料等を記録した媒体を、ヤマハが指定する者以外の第三者に譲渡、貸与もしくは占有の移転をしてはならないものとし、

第10条（秘密保持）

登録者は、本サービスの利用に際して知り得たヤマハの営業上、技術上その他の一切の機密について、一切第三者に漏洩してはならないものとし、ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではありません。

- (1) ヤマハから開示を受け、または知得した際、既に自己が保有していた情報
- (2) ヤマハから開示を受け、または知得した際、既に公知となっている情報。
- (3) ヤマハから開示を受け、または知得した後に、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに知得した情報。
- (5) ヤマハから開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報。
- (6) 書面により事前にヤマハの同意を得た情報。

第11条（ヤマハによる本サービスの利用取消等）

ヤマハは、登録者が次のいずれかに該当すると判断した場合、登録者への事前の通知なしに、当該登録者につき本サービスの利用の一時的停止又は本サービスの利用取消を行うことができます。

1. 利用申込内容に虚偽があったことが判明した場合
2. IDとパスワードを不正に使用した場合
3. 本サービスの運営を妨害した場合
4. 本規約のいずれかに違反した場合
5. その他ヤマハが不相当と判断した場合

なお、登録者の行為によってヤマハが損害を被った場合には、登録者は、ヤマハが被った損害を賠償するものとします。

第12条（利用中止）

登録者が本サービスの利用を中止する場合には、ヤマハに中止の旨を届け出るものとします。

第13条（提供中止）

1. ヤマハは、登録者の承諾なくして本サービスの提供を中止することがあります。提供の中止は、本サービスにおいて発表し、電子メール等の手段を通じて登録者に対して通知します。
2. 前項に基づく本サービスの提供中止により、登録者が損害を被った場合でも、これに関しヤマハは、一切責任を負わないものとします。

第14条（損害賠償）

本サービスの提供に関し、登録者が損害を受けた場合でも、ヤマハの責に帰すべき事由なき限り、ヤマハは登録者に対し、一切の責を負わないものとします。

第15条（有効期間）

本契約は、ヤマハが第3条に基づき申請書の登録を完了した日より、ヤマハが別途指定する期日まで有効とします。なお、この期日は、第3条に基づくIDとパスワード及びパスワードの通知時に、ヤマハが登録者に通知するものとします。

第16条（残存条項）

登録者は、本契約の有効期間満了はもとより、取消または解除等による本契約の終了の後といえども、本規約第4条第6項、第6条、第9条、第10条、第11条、第13条第2項、第14条、第16条、第17条、及び第18条の規定を遵守しなければならないものとします。

第17条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第18条（協議事項）

この規約に定めなき事項、またはこの規約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、ヤマハ及び登録者は、信義に従い誠実に協議のうえ、これを決定するものとします。

以上